



発行所
公益社団法人全日本医薬品
登録販売者協会
東京都文京区小石川5-20-17
〒112-0002
TEL 03(3813)5353
FAX 03(3813)5355
編集発行人 杉本 雄一
(会員の購読料は会費に含む)

特集号
要保存

ホームページアドレス <http://www.zenyaku.or.jp>

重要

公益社団法人 全日本医薬品登録販売者協会
賠償責任保険制度のご案内(手引書)
～2020年度用～

【普通傷害保険にご加入の皆さまへ】

2019年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、普通傷害保険の保険料（または保険金額）と補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをお読みいただいたうえで、お申込みくださいますようお願いいたします。

【賠償責任保険制度】 2020年度契約加入のご案内

現在、多くの会員の皆さま方にご加入いただいております賠償責任保険制度が2020年4月1日に満期となります。本制度は（公社）全日本医薬品登録販売者協会の団体保険制度として、1974年に発足以来、今回で第43回目の更新を迎えることになりました。

薬事法改正に伴って登録販売者は専門的な資格を有し、お客さまへの説明責任を持つことになりました。

企業の責任に合わせて、説明した本人の当事者責任も問われるケースが発生してくると予想され、会員一人一人が万が一の時に備え、賠償資力の確保が必要となります。この保険は、登録販売者の業務中に発生する様々なリスクを補償する保険となっております。またオプション（店舗契約者用）として会員ご自身および従業員が業務中に被ったケガに対する補償も用意しておりますので、賠償責任保険と合わせてご加入いただきますようおすすめします。

I. 賠償責任保険制度の内容

1. 本保険の契約者

公益社団法人 全日本医薬品登録販売者協会（以下、全薬協）

2. 本保険に加入できる方は

全薬協会員の方にかぎります。

3. 保険の内容は

< 1 > 賠償責任保険

近年、消費者の医療品の安全性に対する関心が急速に高まってきており、小さなミスでも厳しくその責任を追及される傾向にあります。この保険では、保険期間中に業務遂行によって他人の身体に障害を与えたり、他人のものを損壊したことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、被害者に対し支払わなければならない損害賠償金（1事故につき自己負担額：1,000円）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。

① 法律上の損害賠償金

- ・身体賠償事故の場合：治療費・休業損害・慰謝料 など
- ・財物賠償事故の場合：修理費、再調達費 など

※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

② 被害者に対する応急手当、緊急処理等の費用

③ 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬 など

（事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。）

< 2 > 普通傷害保険（オプション契約）*賠償責任保険とセットでのお引受けになります。

業務遂行中に、急激かつ偶然な外来の事故によって身体にケガ*を被った場合に補償の対象となる保険です。死亡または後遺障害の認定を受けた場合や病院・診療所において入院・通院・手術治療を行った場合に、下記の保険金をお支払いします。

*ケガには身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

① 死亡された場合（死亡保険金）

業務遂行中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガがもとで亡くなられたとき、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を差し引いてお支払いします。

② 後遺障害が生じた場合（後遺障害保険金）

業務遂行中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガがもとで後遺障害が生じたとき、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%から100%をお支払いします。死亡保険金、後遺障害保険金は合計して保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

（例）両目が失明したとき：100% / 脊椎に運動障害を残すとき：34%

③ 入院された場合<入院保険金>

業務遂行中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院の日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

④ 手術された場合<手術保険金>

業務遂行中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

⑤ 通院された場合<通院保険金>

業務遂行中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。

ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いする場合は・・・

賠償責任保険	<p>*日本国内において保険期間中に発生した以下の事故による損害が発生し、法律上の賠償責任が発生した場合、お支払いの対象となります。</p> <p><医薬品等危険> 店舗販売業で通常取り扱われている一般用医薬品（法令により登録販売者に認められたものにかぎり、被保険者の占有を離れた医薬品をいいます。） ・医薬部外品・化粧品・医療具・乳製品・健康食品その他これらに類似の商品（以下、「医薬品等」といいます。）の販売・授与など、および被保険者の販売する商品によって生じた偶然な事故に起因して、お客さま等、第三者に損害を与えた場合 (例)お客さまに間違えて薬を渡してしまい、服用したお客さまが腹痛で3日間入院した。</p> <p><人格権侵害> 登録販売者の業務、店舗施設に起因して保険期間中に次のような行為を行い、お客さま等の第三者に損害を与えた場合 (1) 不当な身体拘束による自由の侵害または名誉き損 (2) 口頭・文書・図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害 (例)登録販売者である店員が間違えて警察に通報し、顧客が取り調べをうけてしまった。</p> <p><宣伝障害> (1) 生産物または仕事の宣伝に付随する口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害 (2) 著作権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません）、標語または標語の侵害 (3) 宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用</p> <p><施設危険>（店舗契約加入の方のみ） 被保険者の方が所有・使用または管理する店舗や設備の不完全または使用・管理上のミスに起因してお客さま等第三者に損害を与えた場合 など</p>
--------	--

登録販売者としての業務以外により発生した事故は補償対象となりません。

また、賠償事故において医薬品等以外の商品に起因する事故、例えば野菜、魚肉等の生鮮食品、食堂・喫茶菓子、衣料品等による事故については、補償対象となりません。

(注) 賠償責任保険では、法律上の損害賠償責任が生じていないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険のお支払いの対象となりません。

(注) 賠償責任保険の財物賠償事故の場合、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

普通傷害保険	会員ご本人および従業員が業務遂行中に被ったケガにより、 (1)死亡 (2)後遺障害 (3)入院または通院 (4)手術 となった場合
--------	--

5. 保険金をお支払いできない主な損害

< 1 > 賠償責任保険について

< 医薬品等危険 >

- ① 被保険者または保険契約者の故意による賠償責任
- ② 会員または使用人が所有・管理する財物（預かった財物を含みます。）の損壊事故
- ③ 被保険者と世帯を同じくする同居の親族に対する賠償責任
- ④ 製薬メーカーの責任を肩代わりしたため、またはお客さまとの間に約束を取り交わしたために加重された責任
- ⑤ 欠陥のあった医薬品・医療機器等を取り替え、または修理のために要した費用
- ⑥ 「医薬品等」自体の瑕疵または損壊に起因する賠償責任
- ⑦ 転売される目的のために、販売または授与された「医薬品等」に起因する賠償責任
- ⑧ 戦争、暴動によって生じた事故
- ⑨ 地震・噴火・洪水・津波等の自然変象によって生じた事故 など

< 施設危険 > (店舗契約は加入の方のみ)

・給排水管、暖冷房装置、消火栓、スプリンクラー等から排出、漏えいまたは氾らんする液体、
気体、蒸気等による財物の滅失・き損・汚損に起因する賠償責任 など

< 2 > 普通傷害保険について

- ① 被保険者の故意または重大な過失
- ② 自殺行為、犯罪行為による事故
- ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故
- ④ 脳疾患、疾病または心神喪失による事故
- ⑤ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」等）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など

※普通傷害保険の「保険金のお支払方法等重要な事項」につきましては、後述の“(オプション契約) 普通傷害保険のあらまし”に記載されていますので、必ずご参照ください。

6. 保険期間

2020年4月1日（午後4時）から2021年4月1日（午後4時）までの1年間
--

7. 保険金額および保険料

<賠償責任保険>

①店舗契約

医薬品等危険に加えて施設危険がセットとなっております。(開設者・管理者向け商品です。)

※以下の金額を限度としてお支払いします。

(保険期間：1年間 団体割引：20%一括払)

保険金額 (医薬品等危険)		保険金額 (施設危険)			保険金額 (人格権侵害)		
1事故	1年間	対人1名	対人1事故	対物1事故	対人1名	対人1事故	1年間
500万円	1,500万円	500万円	1,500万円	100万円	50万円	500万円	500万円

※1事故につき、1,000円は自己負担となります。(人格権侵害においては3万円が自己負担となります。)

年間保険料	1店舗あたり：800円
-------	-------------

②勤務者契約

薬局や店舗にお勤めになる勤務登録販売者向けの商品です。

※以下の金額を限度としてお支払いします。

(保険期間：1年間 団体割引：20%一括払)

保険金額 (医薬品等危険)		保険金額 (人格権侵害)		
1名	1事故・1年間	対人1名	対人1事故	1年間
500万円	1,500万円	50万円	500万円	500万円

※1事故につき、1,000円は自己負担となります。(人格権侵害においては3万円が自己負担となります。)

年間保険料	1店舗あたり：500円
-------	-------------

<普通傷害保険> 就業中のみの危険補償特約セット (保険期間：1年間・職種級別A級 団体割引：5%一括払)

死亡・後遺障害	入院 (1日あたり) 180日限度	通院 (1日あたり) 90日限度
180万円	1,250円	800円

※手術保険金：入院を伴う手術は12,500円、入院を伴わない外来の手術は6,250円

年間保険料	従業員1名あたり：1,870円
-------	-----------------

団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率に変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

II. 本保険のお申込み方法

1. ご加入手続は

この保険に新しくご加入希望の方は、所定の加入依頼書（各都道府県協会にあります。）にご記入のうえ、保険料を添えてお申込みください。今までご加入の方も、希望する保険種類を選択し、保険料を各都道府県協会あてにお支払いください。

ご契約の際は、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。

保険料算出の基礎となる人数等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

告知義務（ご契約締結時における注意事項）

1. 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

■加入依頼書の記載事項すべて

2. 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ① 加入者の増減と変更
- ② 業務内容
- ③ 損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④ その他加入証明書記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

★中途加入（5月1日以降に加入する場合）について

保険期間開始後に中途加入される場合は、毎月5日を申込締切日とし、翌月1日からの補償開始となります。

所定の加入依頼書（各都道府県協会にあります。）にご記入のうえ、各都道府県協会あてに保険料を添えてお申込みください。

★中途加入の保険料について

① 賠償責任保険（店舗契約）

加入月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保険料	730円	670円	600円	530円	460円	410円	340円	270円	210円	130円	70円

② 普通傷害保険（1名あたり）

加入月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保険料	1,710円	1,560円	1,400円	1,250円	1,090円	940円	780円	620円	470円	310円	160円

③ 賠償責任保険（勤務者用）

★中途加入の保険料について

加入月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保険料	500円					250円					

2. 申込締切日

2020年3月2日（月）まで

3. 加入者カード

加入者カードは発行しません。各都道府県協会窓口にご加入者リストをまとめて郵送させていただきますので、ご確認ください。

加入証明書をご希望の方は、各都道府県協会窓口までお申し出いただきますようお願い申し上げます。

Ⅲ. 万一、事故がおきた場合は

保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写）など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 など

（注1）事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

*事故時の対応について

1. 万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

①以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

< 3 > 損害賠償の請求の内容

- ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
 - ③損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 - ④損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 - ⑤損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
 - ⑥他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 - ⑦上記の①～⑥のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。
2. 次にその事項をできるだけ早く都道府県医薬品登録販売者協会を経由して損保ジャパン日本興亜に連絡してください。特に、傷害事故の場合は事故の発生の日から30日以内にご通知のない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
3. それから被害者またはその家族をお見舞し、相手方の言い分をよく聞いてください。その際、議論をするのではなく、納得のいく解決を期するため、専門家にご相談のうえ、善処する旨を伝え、法律的な質問が出た場合にも安易に回答をしないようご注意ください。
4. 随時、その話し合った内容を損保ジャパン日本興亜にご連絡ください。損保ジャパン日本興亜では、事故解決のために最も適切なアドバイスをします。被保険者（保険の対象となる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながらご自身で被害者と示談交渉を行っていただくこととなります。また、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

*** この保険では、保険会社が被保険者(保険の対象となる方)に代わり、示談交渉を行うことはできません。**

・ 損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
- ② 専門機関による鑑定結果の照会
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④ 日本国外での調査
- ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

・ 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

<参考>この保険制度で実際にお支払いした事故事例

虫に刺されて来店した患者に、希釈していないアンモニア水を塗布してしまったため、患者の右前腕が火傷のようになり、完治後も跡が残ってしまったもの。

支払保険金：約50万円

コンタクトレンズの洗浄保存液の購入を希望していた顧客に対して、誤って洗浄用を販売。患者のコンタクトレンズが使用不能となり、目が充血して治療を要したもの。

支払保険金：約4万円

店舗のシャッターを下ろすために支えの鉄柱を外した。その際、横の道路を自転車で走っていた通行人の顔面に当ててしまい歯を損傷させたもの。

支払保険金：約55万円

※上記は事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

IV. その他ご注意

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

(注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

V. お問い合わせ先

<本保険制度の窓口>

公益社団法人 全日本医薬品登録販売者協会

〒112-0002 東京都文京区小石川5-20-17

TEL：03-3813-5353/FAX：03-3813-5355

<取扱代理店>

損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社

〒163-0441 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング41階

TEL：03-6279-0654/FAX：03-6279-0695（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

損保ジャパン日本興亜保険サービスは2020年4月1日から商号が変更になり

「損保ジャパンパートナーズ株式会社」になります。

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL：03-3349-5137（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、関係当局の認可等を前提として、

2020年4月1日に商号を変更し、「損害保険ジャパン株式会社」になります。

(注) 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

(注) このご案内は概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。不明点などの詳細は、「V. お問い合わせ先」まで、ご照会ください。

(注) ご加入者以外にこの保険の補償対象となる方（被保険者）がいる場合、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

(注) 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

『賠償責任保険』については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。（普通傷害保険（オプション契約）は日本国内外が対象となります。）

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険

金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）をご覧ください。また、取扱いに関するお問い合わせは、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせをお願いします。

■指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

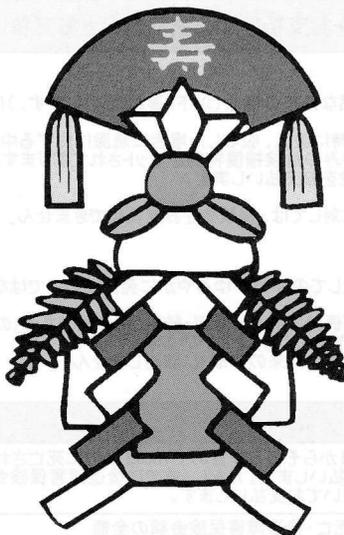
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター〔ナビダイヤル〕0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

以上

SJNK19-10312, 2019/12/3



<p>大抵の企業が、従業員に対して、健康診断を実施しています。健康診断の結果、異常な結果が出た場合、企業は、従業員に対して、適切な対応を行います。また、従業員は、健康診断の結果、異常な結果が出た場合、適切な対応を行います。</p>	<p>健康診断の結果、異常な結果が出た場合、企業は、従業員に対して、適切な対応を行います。また、従業員は、健康診断の結果、異常な結果が出た場合、適切な対応を行います。</p>
---	---

<オプション>普通傷害保険

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会
- 保険期間：2020年4月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2020年3月2日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：全日本医薬品登録販売者協会の会員
- 被保険者：全日本医薬品登録販売者協会の会員
(被保険者本人のみが保険の対象となります。)
- お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の各都道府県協会までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		別紙の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	別紙の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	別紙の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
	継続加入を行わない場合	書類のご提出は不要です。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。
(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月5日までの受付分は受付日の翌月1日(5日過ぎの受付分は翌々月1日)から2021年4月1日午後4時までとなります。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)*によりケガ(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。また、このご契約には就業中のみの危険補償特約がセットされておりますので、被保険者がその職業または職務に従事している(通勤途上を含みます。)に被ったケガにかぎり、保険金をお支払いします。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
 - 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
 - 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償) (続く)	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	
	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額 × 入院日数(事故の発生の日から180日以内)	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
(続き) 傷害 (国内外補償)	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。</p> <p>なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)</p> <p>②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p><入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。</p>	<p>⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦)</p> <p>⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など</p>
	<p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)</p> <p>(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸部固定帯、肋(ろつ)骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	<p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>

用語のご説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/ikkan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

ご加入に際して、特にご注意くださいこと (注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の職業または職務
★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)(は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）（続き）

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
 <被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>
 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 <他の身体障害または疾病の影響>
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
 ＊中途加入の場合は、毎月5日までの受付分は受付日の翌月1日（5日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
 (注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
 (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 - ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。
 (注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
 また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払ご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払ご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。
 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
 - (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割^(注)までが補償されます。
- (注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

9. 個人情報の取扱いについて

○ 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
 ○ 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

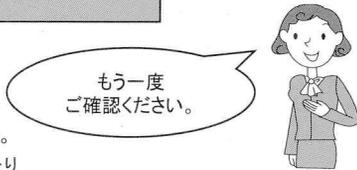
1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。



職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
 ※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱代理店 損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社
〒163-0441 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング41階 TEL 03-6279-0654 : FAX 03-6279-0695
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

損保ジャパン日本興亜保険サービスは2020年4月1日から商号が変更になり「損保ジャパンパートナーズ株式会社」になります。

- 引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-5137
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損害保険ジャパン株式会社」になります。

- 指定紛争解決機関
損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル〕0570-022808<通話料有料>
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

(SJNK19-10312 2019/12/03)